

27建企第362号
平成27年9月30日

(一社) 長崎県建設業協会 様

長崎県土木部長



施工箇所が点在する工事の積算（試行）について

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際に要する費用との間に乖離が考えられる為、施工箇所が点在する工事の積算について、下記のとおり定めましたので、関係者に周知をお願いします。

記

1. 対象工事

原則として、土木部が所管する工事（空港、建築除く）のうち、直径1km程度の範囲（工区）を越え、施工箇所が複数ある工事を対象*とする。

ただし、港湾工事（工種区分の浚渫工事、構造物工事を適用する工事）で実施する場合は、港湾を跨ぎ、かつ、施工箇所が複数ある維持補修工事等（A港湾の車止め補修とB港湾の係船柱補修を1件として発注する工事など）を対象*とする。

〔※工事の施行形態等を考慮し、同一施工箇所として取り扱った場合であっても、積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがないと発注者が判断するものは、対象外とすることができる。〕

2. 工区の設定方法

施工箇所が点在する工事については、原則として市町単位で、点在範囲が直径1km程度を越えなくなる範囲を限度に、工区を設定する。

工区を設定する施工箇所は、公共土木施設を築造、維持、管理、補修する箇所とし、工事で使用する資材の製作場所は含めない。（製作工場、ブロック製作ヤード等）

ただし、港湾工事（工種区分の浚渫工事、構造物工事を適用する工事）については、各港湾を工区とする。

3. 積算の方法（別紙1、別紙2参照）

- ・積算については、工区毎に直接工事費、間接工事費（共通仮設費・現場管理費）を算出する。一般管理費は、対象工区毎に算出した、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を合計した金額を対象として算出する。
- ・積算にあたり、日当り施工量等が積算条件となっている場合は、工区毎に設定するものとする。

4. 主な手続き

- ①入札公告又は入札執行通知書、見積執行通知書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

＜入札公告文・入札執行通知書等への記載例＞

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇工区』（施工箇所〇〇、〇〇）『△△工区』（施工箇所〇〇、施工箇所〇〇）、『□□工区』（施工箇所〇〇）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事である。

注）『〇〇工区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる工区、地区、測点、施設名称等を記載する。

- ②特記仕様書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であること、及びその積算方法を記載する。

＜特記仕様書記載例＞

第〇条 「施工箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇工区（施工箇所〇〇）、△△工区（施工箇所〇〇）、□□工区（施工箇所〇〇）（以下、対象工区という）』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象工区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象工区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域等）については、対象工区毎に設定する。
- (3) 本工事における一般管理費は、対象工区毎に算出した、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を合計した金額を対象として算出する。

注）『〇〇工区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる工区、地区、測点、施設名称等を記載する。

5. 適用年月日

平成27年10月1日以降、起工するものより適用する。

6. その他

本内容は、長崎県 HP に掲載しております。

掲載アドレス等

長崎県HP (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) 内（土木部ページ、建設工事関係ページ、【公表用】平成27年度積算基準（単価・歩掛）ページ、H27.10.1・14歩掛関係ページ）に掲載しております。

掲載ページアドレス

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/sekisankijunkouhyoutosyo/H27/H27.10.1/18bugakari.pdf>

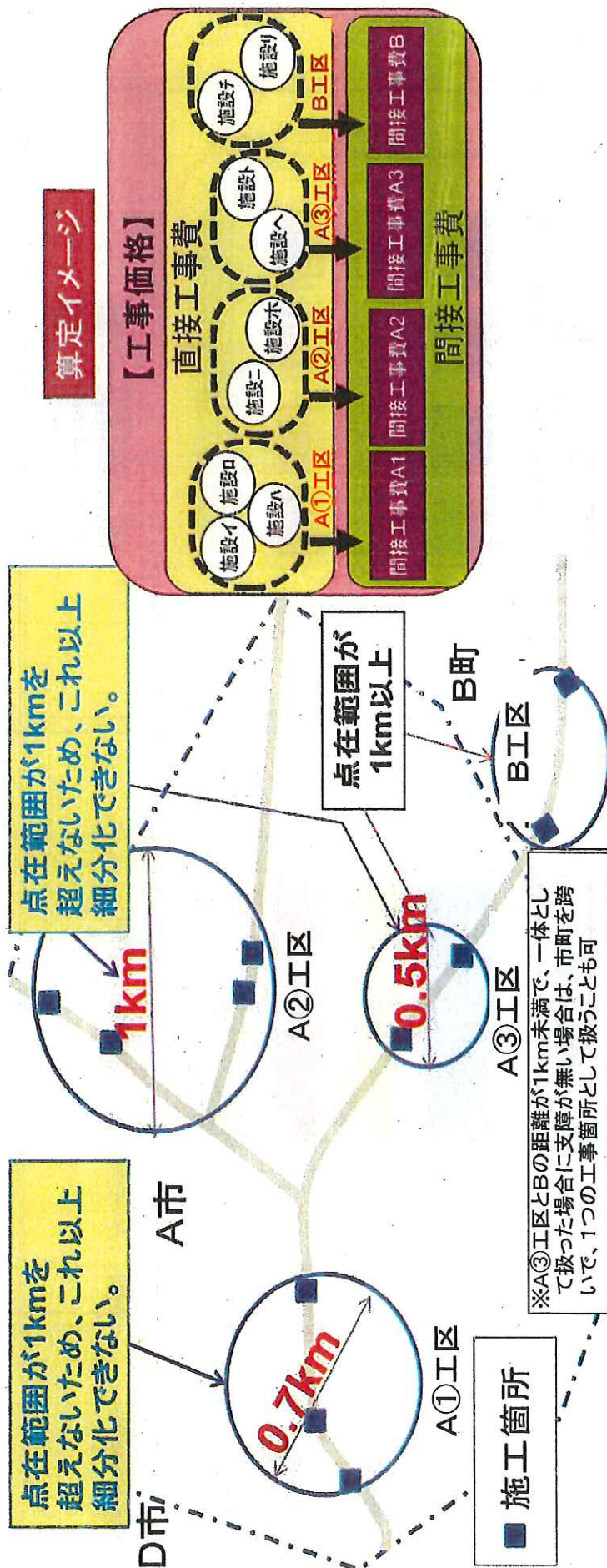
施工箇所が点在する工事の積算（試行）

別紙 1

算出方法

・原則として市町単位で、点在範囲が直径1km程度を越えなくなる範囲を限度に、工区を設定する。
 ただし、港湾工事（工種区分の浚渫工事、構造物工事の適用する工事）については、各港湾を工区とする。
 積算については、工区毎に直接工事費、間接工事費（共通仮設費・現場管理費）を算出する。
 一般管理費は、対象工区毎に算出した、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を合計した金額を対象として算出する。

・積算にあたり、日当り施工量等が積算条件となっている場合は、工区毎に設定する。



＜積算イメージ＞別紙1の工事箇所を積算する場合

別紙2

	現在の積算	点在工事の積算
【直接工事費】	$A①+A②+A③+B$	$A①+A②+A③+B$
【共通仮設費】	共通0	共通1+共通2+共通3+共通4
【現場管理費】	現場0	現場1+現場2+現場3+現場4
【一般管理費】	一般0	一般1
共通仮設費の算定	共通0 : $(A①+A②+A③+B)$ を対象額として算出	共通1 : $A①$ を対象額として算出 共通2 : $A②$ を対象額として算出 共通3 : $A③$ を対象額として算出 共通4 : B を対象額として算出
現場管理費の算定	現場0 : $(A①+A②+A③+B+共通0)$ を対象額として算出	現場1 : $(A①+共通1)$ を対象額として算出 現場2 : $(A②+共通2)$ を対象額として算出 現場3 : $(A③+共通3)$ を対象額として算出 現場4 : $(B+共通4)$ を対象額として算出
一般管理費の算定	一般0 : $(A①+A②+A③+B+共通0+現場0)$ を対象額として算出	一般1 : $(A①+A②+A③+B+共通1+共通2+共通3+共通4+現場1+現場2+現場3+現場4)$ を対象額として算出

参考資料への表示

「施工個所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事の場合、赤枠の表示を行います

設計書積算条件に「施行箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事を表示

設計書積算条件 (当 初)	
工 事 名	テスト設計書
諸経費区分	河川工事 「施工箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事
積 算 条 件	単価地区 : 長崎 単価採用期 : 27/10/01 積算体系 : 010 一般土木

請負工事費内訳書に工区毎の施工地域補正を表示

請負工事費内訳書					
名 称 : 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	
本工事費 A①工区					
施工地域補正:001 内地・EII地区					
本工事費 A②工区					
施工地域補正:002 内地・EII地区外 (一般交通等の影響アリ)					
本工事費 A③工区					
施工地域補正:003 内地・EII地区外 (一般交通等の影響ナシ)					
本工事費 B工区					
施工地域補正:004 山間僻地及び閉鎖 Ⅱ地区					
工事価格計					